

補助レジュメ③

令和3年3月31日

辰巳専任講師・弁護士 金沢幸彦 講師

★民法は、

①誰が、②誰に対して、③何に基づいて、④何を請求（主張）できるかを考える。

★④であるが、「金を払え」「物をよこせ」がメインである。「拒絶する」系もある。

★債権（お金の問題）と物権（物の問題）に分けて考える。

★問いにストレートに答える。

「Aは、Cに対し、どのような主張をすることが考えられるか？」との問いに対しては、結論部分に「Aは、Cに対し、・・・・という主張をすることが考えられる」と結ぶ。

◆ポイント

民法では、まず原則論を示すことが大事である。そのうえで、

原則論→不都合性→修正

原則論→例外論

修正を図る部分で、論点が出てくることが多い。

◆ポイント

論点の処理は、条文から。文言はなるべく示すのがよい。

◆ポイント

要件については正確に暗記する必要がある。その際は条文の文言から離れないこと。そして、

要件が充足→法的効果が発生

という関係にある以上、要件については、全ての要件を検討する必要がある。

以上